

第2号様式（第11条関係）

意見公募手続(パブリックコメント)に対する意見等の概要及び検討結果

- 1 案 件 名：鹿屋市第4期教育振興基本計画(案)
- 2 意見の募集期間：令和6年12月20日～令和7年1月20日（32日間）
- 3 意見提出者：1人
- 4 意 見 数：4件

〈検討結果区分〉

A：策定案に反映できるもの	件
B：既に盛り込み済みのもの	件
C：今後の参考となるもの	3件
D：反映できないもの	件
E：その他感想や質問など	1件
計	4件

番号	意見等の概要	検討結果 の 区 分	意見等に対する検討結果
1	（案）5ページ 「3 計画策定の視点」の中に「国や県の教育振興基本計画を参酌する」が一番目に書かれています。鹿屋市として大切なのは鹿屋市民です。もちろん国や県の計画に反することは不適切ですが、国（首都東京）や県（鹿児島市）からは見えないことを見ていくのが地方自治の役割と考えます。国や県に付度ばかりするのではなく、鹿屋市の行政がしっかり地元の状況を見て、鹿屋市民の為の独自の計画になるような視点を持って頂きたいと思います。 意見としまして（3）に「鹿屋市のこどもの気持ちや実態」という文言を加え、「時代背景、こどもを取り巻く諸情勢・課題、鹿屋市のこどもの気持ちや実態を踏まえること。」に変更。 （意見は原文を記載。）	C	計画策定に当たり、鹿屋市民を中心に考えた計画になるような視点を持つことは重要なことです。 この視点に基づき、台湾との英語交流や平和の花束、子ども会の活性化、かのやふるさと検定等、本市独自の取組を計画案に反映するなど、鹿屋市の状況を踏まえた計画を策定します。 なお、(3)に「鹿屋市のこどもの気持ちや実態」の文言を加えることについては、(5)に「こどもの意見を計画に反映させる」ことにより、こどもの気持ちや実態を踏まえることとしておりますので、御理解いただければと存じます。
2	（案）27ページ 第3章 鹿屋市第3期教育大綱 1 基本理念 2段落目 「このような理念の下、学校教育の充実により、児童・生徒の確かな学力の向上、健やかな心身の育成や規範意識、社会性の涵養などを図るとともに、生涯学習・社会教育の充実を通して、家庭や地域の教育力を高め、シビックプライドを醸成すること、未来を創る心豊かでたくましい人づくりを目指します。」の変更。 「児童・生徒の確かな学力の向上」と「健やかな心身の育成や規範意識、社会性の涵養などを図る」の順序を入れ替えたほうが良いと思います。 理由は「意見③」を参照ください。 （意見は原文を記載。）	C	道徳や人権、体験活動など人間の根幹に関わる心の成長を土台として、その上に知識や情報が乗る形が理想とする考え方は、とても大切なことです。 教育基本法第2条における教育の目標では「幅広い知識と教養を身に付ける」の次に「豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う」となっていますが、これら以外の目標も多数記載されております。 本計画案の考え方として、基本理念の項目記載順は教育基本法の目標を参考にしていますが、全て並列の扱いで記載するものであり、優先順位を付けるものではありませんので、御理解いただければと存じます。

3	(案) 30 ページ 第4章 今後5年間に取り組むべき施策(基本計画) 本市施策の方向性 (1)と(2)の順序が逆の方がいいと思います。 (1) 未来の創り手となる資質・能力を育む教育の推進 (2) 互いに尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 となっています。子どもの「能力」を育む事も大切ですが、まずは「豊かな心と健やかな身体」を育むことが先決ではないでしょうか。 具体的な中身が(1)は学力、英語教育、教育の情報化、環境教育など、知識や情報が主となっています。一方(2)は道徳、生徒指導、人権、体験活動、食育、体力など人間の根幹に関わるものとなっています。人の成長は(2)が土台となりその上に(1)が乗る形が理想ではないでしょうか。知識は大人になってからでも身に付けることができます。成人までに大切なのは様々な経験を通して道徳観や人権を学び豊かな心を育てることだと考えます。 ところが現実的には学校現場でも家庭でも「学力! 学力!」と(1)を偏重する傾向が強くなっています。学力の前に大切な心の成長を、行政、学校、家庭が意識できるように、この項目の順序を逆にすることを提案します。 (意見は原文を記載。)	C	道徳や人権、体験活動など人間の根幹に関わる心の成長を土台として、その上に知識や情報が乗る形が理想とする考え方は、とても大切なことです。 教育基本法第2条における教育の目標では「幅広い知識と教養を身に付ける」の次に「豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う」となっていますが、これら以外の目標も多数記載されております。 本計画案の考え方として、基本理念の項目記載順は教育基本法の目標を参考にしていますが、全て並列の扱いで記載するものであり、優先順位を付けるものではありませんので、御理解いただければと存じます。
4	(案) 34 ページ 「具体的施策の展開」 (1) 未来の作り手となる資質・能力を育む教育の推進」 ①確かな学力の向上 「施策の方向性と主な取り組み」について2点提案させていただきます。 A これは予算の問題になるのでこの計画に納めるには不適切かもしれませんが、市の方向性として提案します。教員の多忙による疲弊と心労による休職や授業レベルの低下が考えられます。解決策としては1クラスの生徒数を減らし鹿屋市で独自に教員を採用したり、事務員を多数配置し教員の事務作業を軽減させることに予算を投じることが提案します。人手不足のため、高待遇で募集をするなどの工夫が必要と思われます。 B 学力の向上を子ども達の宿題に頼ることには反対です。小学生から子ども達は毎日多量の宿題が課せられていて、これが勉強嫌いに繋がっている子どもも多いと考えます。毎日放課後の子ども達は宿題をこなすことに大きなストレスを感じています。宿題を増やせば学力があがるなどというのは幻想です。現に宿題のほとんどないフィンランドも世界の学力ランキングでも高い順位を保っています。先生も親も「何かさせないと不安」という己の不安解消のための宿題となっていないかを考える必要があります。「生徒児童の宿題に頼らず学力の向上に努めます」の文言が、この項目に必要なではないでしょうか。 (意見は原文を記載。)	E	Aについて クラス編成については、鹿児島県は教員の目が児童により届くよう、小学校1、2年生において全国標準よりも少ない児童数でクラス編成をしています。 事務員の配置については、教員業務支援員を採用し、教員の事務軽減に努めています。 なお、教員の採用については、国の制度に基づき、都道府県や政令指定都市が教員を採用・任命することが基本となっているところです。 教員が生徒指導や授業力向上に注力出来るよう、教員の業務軽減を図ることは重要であり、このような取組に今後も努めてまいります。 Bについて 宿題(宅習)は、主体的な学習習慣を身に付けさせることや、学校で学習した内容を定着させること等を目的として、実施しています。 なお、宿題をすることに大きなストレスを感じ、勉強嫌いに繋がるという御不安に対しては、発達の段階に応じた量や内容とすること、保護者に対して十分な説明を行い、協力を依頼すること、頑張った児童生徒を認めて褒めること、場合によっては一律に宿題を課すだけでなく、個々に応じた量や内容とすること、等に配慮しながら児童生徒への指導に努めてまいります。